

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する課題

北中城村は世界遺産中城城跡や重要文化財中村家住宅のほか、カー（井泉）や拝所など歴史的風致を構成する歴史的建造物等を多数有しており、保存・活用に際して一定の行政的支援が行われている。一方で、支援策を受けることができる歴史的建造物等は一部に限られており、歴史的・文化的な価値の調査研究が十分でないケースや、保存のための取り組みが十分でないケースなど、未指定の建造物等への対応に課題がある。適切な維持管理がなされていない歴史的建造物等では、経年劣化や耐震上の危険性が有ってもただちに対応できないことが多く、破損・倒壊の危険性が懸念されている。

また、修繕される場合においても、未指定の歴史的建造物等では維持管理が土地の所有者や所在する地域に委ねられているものも多いことから、建造物等が持つ歴史的・文化的な価値の調査研究が不十分なまま修繕が行われると、保存すべき特徴や意匠が損なわれてしまう可能性も有している。

さらに、村内には多くのカー（井泉）が残されており、既に湧水が枯れているものもあるが、未だ水量を維持し、農業用水として活用されているものや、住民によって周辺環境が保全され地域のランドマークとして位置づけられているものもある。これらの、現在も湧水を維持しているカーについては、背後の緑地帯が地下水涵養に寄与していると考えられるものの、その環境の保全に向けた取り組みや体制が十分に整っておらず、湧水の安定的な維持を図るうえで課題がある。

(2) 歴史的風致の周辺環境の保全・向上に関する課題

本村は広域に渡って維持されている緑地帯や、現在も豊かな湧水が見られるカー（井泉）、丘陵地を背に集落や農地が展開し、丘陵上に拝所を設けた伝統的な農村集落の形態を保つ地域などがみられる。しかし近年、商業地の拡大や駐留軍用地の返還に伴い、大規模な開発行為も進行している。それにより、村外からの人口流入が進み、利便性を重視した近代建築への建て替えや主要地方道及びバイパスの新設、駐車場の造成などが行われることで、歴史的建造物等と一体となって形成されてきた風情ある景観が損なわれるような変化も生じている。本村では景観法に基づいた景観形成基準を定めているが、現状では緩やかな景観の規定を定めた「景観計画区域」と、より細かいルールを定めて景観形成を重点的に取り組みこととした「重点地区」の指定に留まっており、より効力を有する「景観地区」指定には至っていない。

一方で、景観計画に定められた範囲のうち、歴史的風致と関わりの深い伝統的集落景観地区や萩道・大城地区では、建築物の高さや色彩の推奨、広告物の自粛に関する規定はあるものの、電柱・電線類に関する規定がない。そのため、これらが景観や眺望のほか、祭礼ルートなど歩行空間の円滑な通行を妨げる要因となっている可能性もある。

加えて、歴史的なまちなみの維持や景観づくりは住民主体で進める必要があるが、村民の高齢化などによる活動の停滞や、地域と行政が連携して取り組みを支える仕組みづくりが課題となっている。

さらに、歴史的建造物が立地する地域の多くは、昔ながらのまちなみを維持する小さな集落であり、幅の狭い生活道路では緊急車両など大型車両の進入が困難であるといった課題もみられる。

(3) 歴史や伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題

本村では、盆行事のハタスガシーやエイサーによる道ジュネー、ウマチーやカーウガンなど、伝統的な行事や祭礼が各集落の地域住民たちによって受け継がれ、執り行われている。ハタスガシーの最中で行われる棒術や、喜舎場の旧盆で披露される厄払いの獅子舞などは、村の無形民俗文化財に指定され、後世に長く継承されるよう守られている貴重な民俗芸能である。

しかし近年、若年層の転出や少子高齢化の進行により、祭祀や祭礼、民俗芸能の担い手が減少し、歴史と伝統を反映した活動への参加に対する機運低下といった要因から、行事や芸能の継承が次第に困難になりつつある。

(4) 歴史的建造物等を活かした地域の賑わい創出に関する課題

平成12年(2000)より首里城などとともに「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成資産の一つとして世界遺産に登録された中城城跡や、近世の伝統的な住居建築の特色を色濃く残した建造物である重要文化財中村家住宅などは、国内外からの来訪者に本村の魅力を伝える貴重な観光資源となっている。

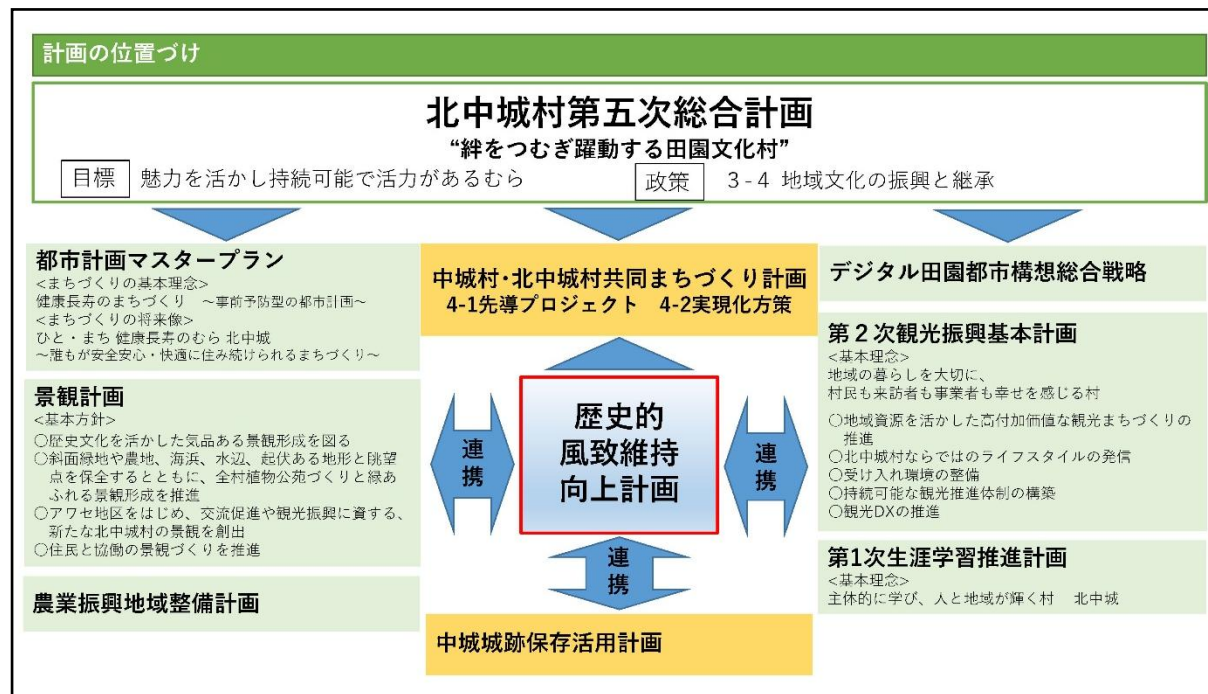
しかしながら、観光客が快適に散策を楽しむための資料館などの公共施設、多機能トイレ等のバリアフリー化、周遊路の整備などは、依然として十分に整っていない状況にある。

また、以前に設置された歴史的建造物の案内板などは、多言語に対応していないうえ、経年劣化により破損の危険性が有るものも見られる。

2. 歴史的風致の維持及び向上に関する上位・関連計画

本計画は令和7年(2025)3月に策定した『北中城村第五次総合計画』に即するものであり、『北中城村都市計画マスタープラン』や『北中城村景観計画』などの関連計画とも整合・連携を図りながら、北中城村の歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針を示す計画として位置づけられている。

	上位・関連計画等	策定年度、施行日等
1	北中城村第五次総合計画 基本構想・前期基本計画 北中城村デジタル田園都市構想総合戦略	令和7年3月策定
2	北中城村都市計画マスタープラン	令和元年9月策定
3	中城村・北中城村共同まちづくり計画	令和5年10月31日
4	北中城村景観計画	平成29年3月策定
5	北中城村農業振興地域整備計画	令和6年5月見直し
6	第2次北中城村観光振興基本計画	令和6年3月策定
7	北中城村森林整備計画変更計画	令和4年3月変更



(1) 北中城村第五次総合計画 基本構想・前期基本計画
北中城村デジタル田園都市構想総合戦略【令和7年3月策定】

「北中城村第五次総合計画」は、北中城村のまちづくりの最上位計画として、村の目指すべき将来像や方向性を定め、その実現に向けて令和7年度から計画終了期間までに取り組むべき施策などを体系的に示している。

本計画では村の土地利用構想として、世界遺産中城城跡や御嶽などの歴史文化資源を包含している自然環境保全地域の適正な保全・管理を図ることや、歴史文化資源と調和した既存集落において落ち着いた住環境の形成を働きかける方針が位置づけられている。

また、分野別の取り組みの中では、歴史文化資源を活用した観光施策の展開や、歴史文化資源自体の保全・整備などの取り組み・指針が示されている。

【土地利用構想】

1. 自然環境保全地域

自然環境保全地域は、丘陵地を中心に残っている緑地、港湾、海岸部をさし、水源涵養や土砂災害の防止、防風等の多様な機能を有するグリーンインフラであるとともに、北中城村の特徴ある景観を形成する骨格となる地域です。中城城跡や御嶽など歴史文化資源を包含し、村民の生活と密接な関わりを有することから、適正な保全・管理を図ります。

世界遺産である中城城跡周辺については、中城城跡を核とし、広域的な利用を促し県営中城公園整備と並行しながら新しい交流と歴史と文化のシンボル拠点をめざします。

3. 既存集落地域

既存集落地域は、都市計画法に基づく市街化調整区域内の集落で、周辺の自然環境や歴史文化資源との調和した地域として、居住環境の維持・改善を図ります。

また、地域に残る歴史文化資源の保全・活用を図りながら、特色のある地域づくりと落ち着いた住環境の形成をめざします。

【重点プロジェクト】(北中城村デジタル田園都市構想総合戦略)

重点目標1 誰もが安心して子育てできる環境をつくる

重点目標2 本村の特性を活かした魅力ある仕事をつくる

(1) 観光・商工業振興-①高付加価値観光とブランディング

健幸長寿、歴史文化資源、豊かな自然などを活用した高付加価値な観光コンテンツ創出や、官民連携による特産品の販売拡大、SNS等を活用したウェルネスブランド発信など、高付加価値観光とブランディングを図ります。

重点目標3 人の流れとつながりをつくる

(2) 交流人口・関係人口の増加-①広域観光と受入体制

中城城跡を中心とした周辺市町村との連携による誘客、本島東海岸の市町村との連携による交流人口増加に向けた取組、観光ガイドの人材育成・確保、周遊の移動手段確保など受入体制の整備推進、観光協会の機能強化、持続可能な観光指標(JSTS-D)導入検討などにより、広域観光の推進と受入体制の強化を図ります。

(2) 交流人口・関係人口の増加-②歴史文化資源の保全・整備・活用

世界遺産中城城跡・県営中城公園及びバッファゾーンなど周辺地域の一体的な活用、文化財とその周辺の歴史的風致の維持・向上に向けた取組、史跡等の囲い・制札・標柱・説明版等の整備など歴史文化資源の保全・整備・活用を図ります。

重点目標4 豊かな自然と利便性が調和した安全・安心で持続可能な地域をつくる

(1) コンパクトで緑豊かなまちづくり-③自然環境・景観の保全と快適な公園環境の創出

貴重な斜面緑地の保全、住民主体の緑化・美化活動に対する支援、歴史文化資源と調和した特色ある景観形成、村内の公園配置状況を勘案した公園整備の推進やバリアフリー化の推進、公園の適正な維持管理と安全・安心な公園づくりなど、みどりの保全と快適な公園環境の創出を図ります。

【施策】（前期基本計画）

基本目標3 魅力を活かし持続可能で活力があるむら【産業・観光・文化振興分野】

3-1 観光・商工業の振興

(1) 高付加価値な観光まちづくりの推進

①健康長寿、世界遺産中城城跡や中村家住宅などの歴史文化資源、湧水や豊かな自然、特色ある外国人住宅カフェや飲食店など地域資源を活用した高付加価値な体験・滞在型の観光コンテンツの創出を図ります。

(3) 広域観光推進

①世界遺産中城城跡を中心に、近隣市町村と連携した誘客や交流人口の増加に取り組みます。

3-4 地域文化の振興と継承

(1) 歴史文化資源等の保全・整備・活用

①文化財とその周辺の歴史的景観、及び市街地環境などの歴史的風致の維持・向上に努めます。

②史跡等の周辺環境に配慮した囲い・制札・標柱・説明板等の整備に取り組みます。

③隣接市町村や関係機関等と連携し、世界遺産中城城跡・県営中城公園やバッファゾーン（荻道・大城）等周辺地域の一体的な活用に取り組みます。

④開発事業や駐留軍用地の機能移設、返還に際しては、関係機関と緊密に連携し、発掘調査の実施体制の強化とともに、適切かつ迅速な施行により、埋蔵文化財の適切な保護に取り組みます。

⑤戦争遺跡等に関する調査の実施や、歴史資源としての活用方策について検討します。

(2) 地域史の振興

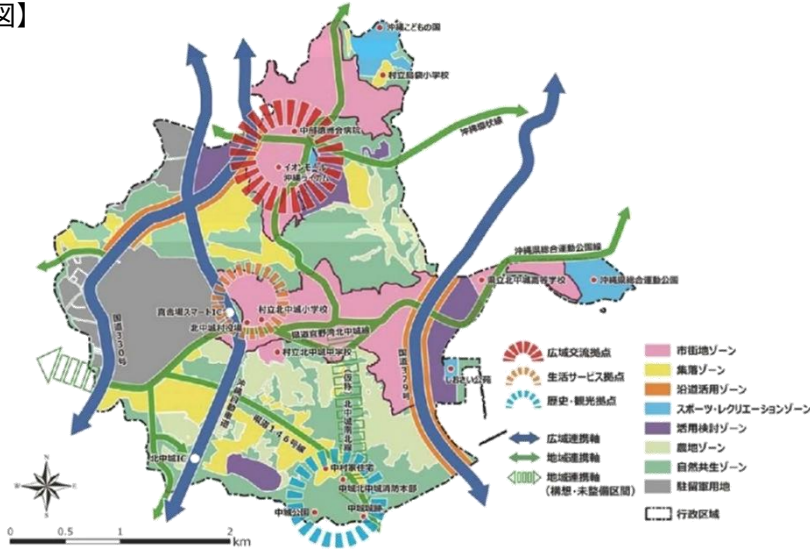
(3) 郷土の歴史学習活動の促進

(4) 地域の文化活動や交流活動に対する支援

(2) 北中城村都市計画マスタープラン【令和元年9月策定】

「北中城村都市計画マスタープラン」は、少子高齢化が継続的な課題として見込まれる本村において、今後も住み良いまちを将来にわたって維持するためのリスクマネジメントと、活力ある持続可能な都市の形成を目指す取り組み等を中心に令和20年度(2038)を目標年次として策定された。

【将来都市構造図】



【全体構想】

3 都市環境の基本方針：既存ストックの適正な管理・活用に基づく持続可能な都市環境の形成

歴史・文化資源を活かした環境整備

史跡の活用・整備

- ・本村には中城城跡や中村家住宅、萩堂貝塚等、県内外に誇る歴史的な遺産を有しています。こうした貴重な財産の積極的な保全・整備を図ります。
- ・県営中城公園・中城城跡周辺については、一体的な整備を要望します。

身近な歴史資源の保全、活用

- ・本村は、拝所やカー（井泉）等、身近な歴史資源に恵まれています。こうした歴史資源は集落の財産として保全するとともに、ふれあいの場として活用を図ります。
- ・また、村内の旧跡・祭祀などの歴史風致資産に関する調査を推進し、本村独自の歴史を踏まえたまちづくりに取り組みます。

4 景観形成の基本方針：村の風土を活かした 魅力ある景観づくり

歴史性を活かした伝統的・文化的景観の形成

古城周辺歴史的景観整備計画や景観計画に基づく景観の保全・育成

- ・本村では、貴重な歴史的・文化的遺産を保全・整備し、緑豊かな自然環境、文化の香り高い快適な生活環境の形成を図ることを目的とし、配慮すべき事項等を示した「北中城村全村植物公苑づくり条例」を定めています。
- ・また、同条例に基づき、萩道・大城地区の集落を対象とした「古城周辺地区景観協定」や、建物高さや屋根形状、色彩などの方針を定めた「景観計画」及びそのガイドラインを作成しています。
- ・歴史的・文化的景観が多く残されている地区においては、「景観協定」締結の促進や「景観地区」の指定等により、積極的な保全・育成を図ります。

自然景観の維持・継承

地形を活かした景観形成

- ・本村の地形は変化に富み、東西に伸びる三つの丘陵とその丘陵に接して南北に広がる東側の尾根に特徴があります。これら緑豊かな斜面緑地やそこに流れる河川等の保全を図り、緑にあふれ、潤いのある景観形成を図ります。
- ・また、起伏に富んだ地形により、多くの眺望点があることも本村の景観の特性となっていることから、眺望点の管理や計画的な整備に努めます。

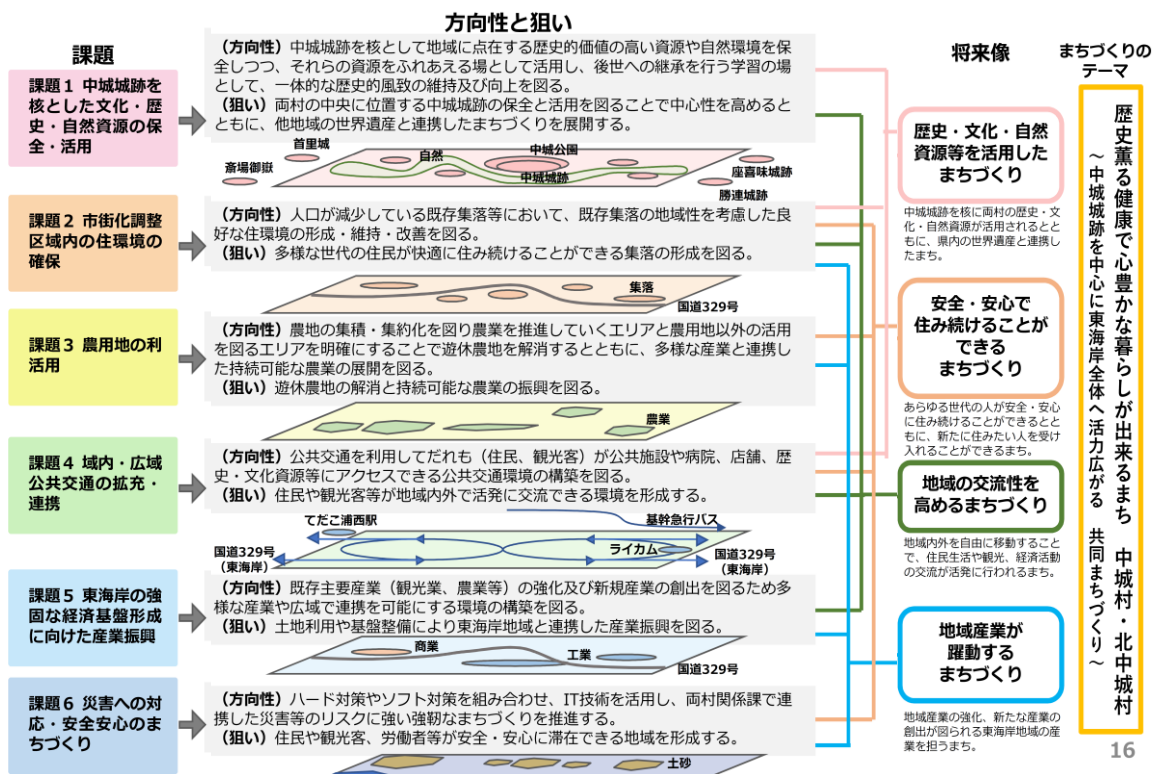
(3) 中城村・北中城村共同まちづくり計画【令和5年10月策定】

本村と中城村は、昭和21年(1946)まで1つの村であり、世界遺産中城城跡をはじめ共通する歴史・文化資源を有しており、中城城跡に関連したまちづくりや観光振興の強靱化を図っている。「中城村・北中城村共同まちづくり計画」においては、両村の現状と主要な課題から、共同まちづくり計画の方向性と土地利用の方針、先導プロジェクト及び実現化方策を示し、地域の求めるまちづくり実現に向けて、両村が密接に連携、協力しながら取り組みを展開していくとしている。

【両村の主要課題】

課題1 中城城跡を核とした文化・歴史・自然資源の保全・活用

- ・両村の境界部に世界遺産である中城城跡があり、さらにその周りには文化財が多く点在していることから、それらの資源を保全しつつ、学習・レクリエーション空間の形成を進め交流を促進し、両村の振興につながる利活用が求められる。
- ・中城城跡周辺では、起伏の変化に富んだ地形で、その斜面緑地を骨格として緑豊かな地域となっており、良好な自然環境や美しい風景の将来への継承が求められる。



【先導プロジェクト】

○歴史・文化・自然資源等を活用したまちづくり先導プロジェクト

- ①歴史・文化・自然資源を活かしたまちづくりの推進
 - ・中城城跡をはじめ周辺の荻道・大城集落や安谷屋集落、新垣集落、中城ハンタ道など一体となったまちづくりを行う。(回遊性を向上させるサイン・案内板の設置、無電柱化、伝統的活動の継承、歴史学習教室 等)
 - ・護佐丸図書館や両村内の歴史文化資源の連携を図る。
- ②歴史文化拠点施設の形成
 - ・文化芸能の発信や世界遺産センターの機能をもった世界遺産である中城城跡と一体となった施設の形成。
- ③自然環境と景観を保全するまちづくり
 - ・斜面緑地や沿岸部の自然環境および景観を保全する。
- ④他城跡との連携
 - ・中城、勝連、座喜味、伊波、山田グスクの環状の歴史的ネットワークを活かした連携の強化を図る。

(4) 北中城村景観計画【平成 29 年 3 月策定】

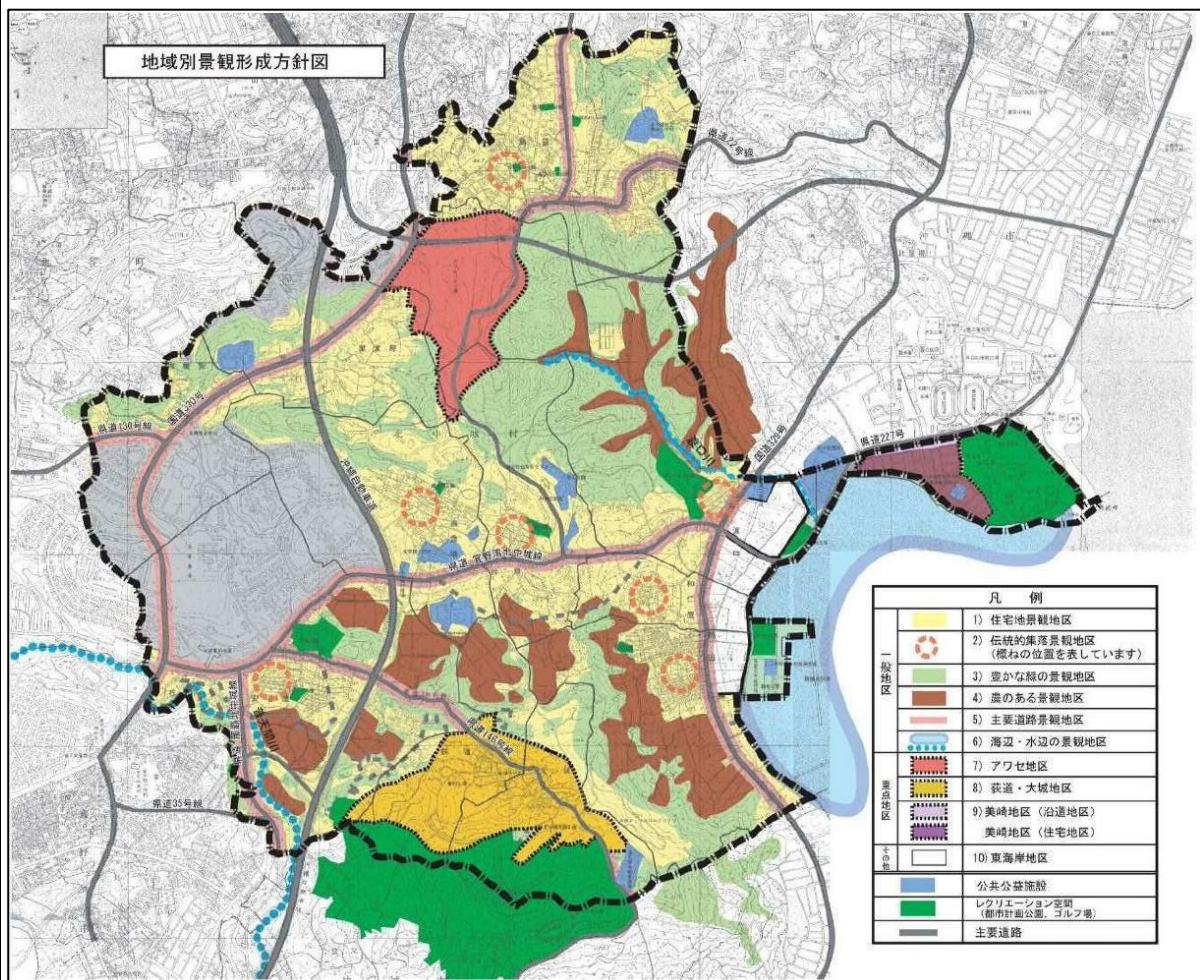
「北中城村景観計画」は、本村における景観特性や、本村が目指すべき「将来像」及び「景観形成に関する方針」等を示し、行政、事業者及び村民等の多様な主体が共通の景観形成のビジョンを持ち、さらに「良好な景観形成のための行為の制限」等を定めることにより、より実効性の高い景観形成を推進することを目的として策定された。

世界遺産中城城跡の城下に広がる荻道・大城地区は、景観形成を推進する上で重点的に取り組むべき地区である重点地区に設定されているとともに、平成11年10月に村と荻道・大城区との間で「古城周辺地区景観協定」が締結されている。

【基本方針】

- 1 歴史文化を活かした気品ある景観形成を図ります
- 2 斜面緑地や農地、海浜、水辺、起伏ある地形と眺望点を保全するとともに、全村植物公苑づくりと緑あふれる景観形成を推進します
- 3 アワセ地区をはじめ、交流促進や観光振興に資する、新たな北中城村の景観を創出します（重点地区の指定等）
- 4 住民と協働の景観づくりを推進します

【地域別景観形成方針図】



【地区別方針】

地区名	概要
1) 一般住宅地景観地区	島袋土地区画整理区域、渡口土地区画整理区域をはじめとして、村内における主な市街化区域、及び外人住宅地を言及し既存宅地地域を住宅地景観地区とします。
2) 伝統的集落景観地区	安谷屋集落、喜舎場集落、熱田・和仁屋集落等、伝統的な集落形態が残る地区を伝統的集落景観地区とします。
3) 豊かな緑の景観地区	主に森林地域を中心に、本村の特徴である、起伏に富んだ地形と、豊かな緑地を保全する地区として、豊かな緑の景観地区を設定します。
4) 農のある景観地区	主に農振農用地区域や現況農地を中心に、農のある景観地区を設定します。
5) 主要道路景観地区	国道 330 号、国道 329 号、官野湾北中城線等、主要道路沿道を主要道路景観地区とします。
6) 海辺・水辺の景観地区	熱田漁港や美崎地区を含む東海岸域と渡口川、普天間川の河川沿いを海辺・水辺の景観地区とします。
7) アフセ地区	現在整備中のアフセ地区を新たな市街地の景観形成が図られる地区として、重点地区として位置づけます。
8) 荻道・大城地区	中城城跡の城下にある伝統的な集落形態が残る荻道・大城集落を重点地区として位置づけます。
9) 美崎地区	地区計画により良好な市街地が形成されている美崎地区を重点地区として位置づけます。
10) 東海岸地区	現在、土地利用や市街地整備のあり方が検討されている東海岸地域は、計画の進捗をみながら景観形成のあり方を検討します。但し、現況農地であることから当面の間は農のある景観地区を設定します。

○ 一般地区

② 重点地区

○ その他

【地区区分の考え方】

地区名	概要
1) 一般住宅地景観地区	用途地域における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、都市計画法第 34 条第 11 号に定められる地域、及び外人住宅地等
2) 伝統的集落景観地区	道路形態や坪所の位置、隣当森（クサティムイ）との関係性等、沖繩の伝統的な集落形態を残す地区。なお、木造赤瓦住宅の残存比率等は問わない。 大正 8 年地形図（次頁参照）や民俗地図をもとに、屋取集落（屋宜原、石平）と移転集落（瑞慶覧）を除く、以下の集落とする。 【伝統的集落景観地区に位置づける集落】 喜舎場、仲順、熱田、和仁屋、渡口、島袋、安谷屋、荻道、大城 ※ 上記のうち、荻道・大城地区は下記⑥重点地区としても位置づけする。
3) 豊かな緑の景観地区	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）による森林地域及び現況の土地利用で森林・原野に分類されている地域等の区域
4) 農のある景観地区	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）による農用地区域
5) 主要道路景観地区	国道 330 号、国道 329 号、県道官野湾北中城線、県道 146 号線、国道 130 号線、国道 146 号線、国道 133 号線の道路端から 25m の区域
6) 海辺・水辺の景観地区	海岸及び渡口川、普天間川周辺の区域
7) アフセ地区	アフセ土地区画整理事業（アフセゴルフ場地区地区計画）の区域
8) 荻道・大城地区	古城周辺地区協定の区域
9) 美崎地区	美崎地区地区計画の区域
10) 東海岸地区	東海岸地域構想が検討されている区域

○ 一般地区

② 重点地区

○ その他

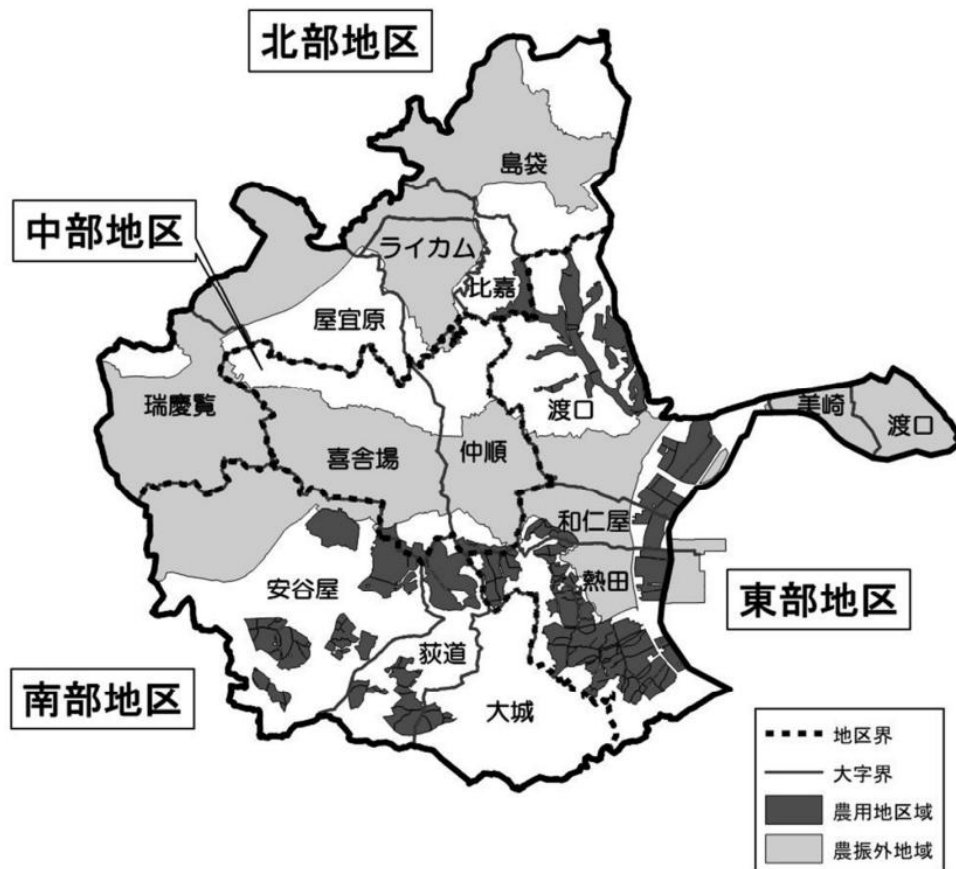
(5) 北中城村農業振興地域整備計画【令和6年5月見直し】

本村は、昭和50年3月に農業振興地域の指定を受け、昭和52年3月に「北中城村農業振興地域整備計画」が策定され、適宜見直しが行われている。本計画では、住民の生活環境と農業生産環境の整合性や調和のとれた土地利用を推進することを掲げ、農用地の保全及び確保に努めることとしている。

【土地利用の構想】

本村は中部圏域にあって都市化が進展するとともに宅地需要も高く、農用地の他用途への転用希望も多い状況ではあるが、住民の生活環境と農業生産環境の整合性や調和の取れた土地利用を推進する。農用地は、農作物生産の基盤であると同時に、二酸化炭素の吸収作用など自然環境保全に資するものであることに鑑み、その保全及び確保に努めるとともに、他用途への転用については、集落内介在農地や集団性及び効率性に乏しい小規模農地などをあてるものとする。

【農業振興地域地区区分図】



※本村の農業振興地域は、都市計画市街化区域や旧米軍用地などを除く地域で、村域面積の57.0%を占めている。

(6) 第2次北中城村観光振興基本計画【令和6年3月策定】

観光産業は、沖縄県や本村のリーディング産業として、村民の雇用や暮らしを支えるとともに、経済における重要な振興発展に寄与しており、本村では、平成28年度に「北中城村観光振興基本計画」を策定し、様々な施策を展開してきた。本計画は、観光情勢の変化に伴い、本村の魅力を見つめ直し、地域の強みを生かした観光振興を行うため、第2次計画として策定されたものである。

【基本理念】

「地域の暮らしを大切に、村民も来訪者も事業者も幸せを感じる村」

- ・北中城村は、古来の自然・歴史・文化とライカム地区の開発など新しいまちが融合された場所であるため、地域の文化と村民の地域への誇りを第一に、子どもから高齢者まで誰もが、心と体が健幸で平和に生活し続けることのできる村民の暮らしを重視した観光地を形成し、観光地づくり＝地域づくり（暮らしの質の向上）につながる“まちづくり観光”を推進します。
- ・村内の暮らしの中で紡いできた歴史・文化、自然・景観を基盤として、農業や漁業などの生業、食、健康、学び、生きがいなど地域の魅力を高めていき、その場所へ暮らすように旅をする来訪者に対して、地域住民との交流を通じた「ここでしか味わえない本物の体験（幸せ）」を提供することで観光客の満足度が向上につなげます。

【基本方針と具体的な取組】

基本方針1. 地域資源を活かした高付加価値な観光まちづくりの推進

取組1. 北中城村の観光ブランドの確立

北中城村には、自然や歴史・文化、健康など様々な地域資源・魅力があります。その資源を活用した地域一体となった観光ブランドを検討します。

観光ブランドの検討にあたっては、村内関係者との意見交換会などを通じて、村内全体が共通認識を持つための方法を検討します。

取組2. 高付加価値な観光体験商品の造成

豊かな自然や歴史・文化など北中城村の観光資源は豊富にあります。それらを活用しながら、高付加価値で魅力的な観光体験を造成・販売することで、地域内で稼げるコンテンツの醸成を検討します。

特に、歴史資源や漁業・農業体験、食を活かした体験プログラムを拡充し、夜間コンテンツを充実させることで滞在促進に繋がるコンテンツを検討します。

取組3. ウェルネスツーリズムの推進・確立

取組4. インバウンドの誘致促進

取組5. 他業種との連携・周遊促進

取組6. 中部エリア連携方法の検討

観光振興の活性化に向けては、村内だけでなく周辺市町村とも連携しながら中部エリア全体の活性化につなげていくことが重要です。

村内で集客力のある中城城跡やイオンモール沖縄ライカムを拠点とした周辺市町村と活性化に向けた連携方法について検討します。

また、周辺市町村との周遊ルートについても検討します。

基本方針2. 北中城村ならではのライフスタイルの発信

取組7. 観光プロモーションの推進

取組8. 「農を活かした福祉の里づくり」との連携

取組9. 地域の愛着・生きがいにつながる取組の推進

地域住民の生きがいづくりや地元への愛着の向上、魅力の再認識のため、伝統芸能や古典音楽、自然体験など地域と観光客が交流できる観光体験プログラムや取組について検討します。特に、移住者が多いエリアに対して広報誌を配布し、地域活動への理解促進や参画に向けた周知啓発を行います。

	<p>また、村内の観光地で「北中城村電子商品券 地域通貨まーい」を利用できる店舗の増加を検討します。</p> <p>将来的には、地域に新たな価値を創出するために、古民家をリノベーションなど地域の魅力向上の方法について検討します。</p>
<p>基本方針3. 受け入れ環境の整備</p>	
<p>取組 10. 観光ガイドの確保・育成</p>	
<p>取組 11. 教育旅行・企業研修の受け入れ環境整備</p>	
<p>北中城村は中城城跡をはじめとして歴史資源が豊富であり、自然環境が豊かです。そのため、北中城村ならではの歴史や自然資源を活用した教育旅行・企業研修にふさわしいプログラムについて検討します。</p> <p>また、団体旅行を受け入れるための駐車場の確保などハード対策や観光ガイドの増加などのソフト対策の両輪で受け入れ体制を強化します。</p>	
<p>取組 12. 安全・安心な観光地づくりの推進</p>	
<p>取組 13. 村内の移動手段の拡充と駐車場整備</p>	
<p>取組 14. 歴史・文化を活かしたまちづくり及び景観形成</p>	
<p>村内には、中城城跡をはじめとして、中村家住宅や大城・荻道地区の集落景観など歴史的な空間が残る地域が多くあります。</p> <p>その村内の歴史的な空間の景観維持・保全を図るとともに、城下町らしい歩道の整備や無電柱化など歴史風致の検討も行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中城城跡や中村家住宅の景観維持・保全の実施 ・中城城跡の城下町らしい歩道の整備を検討 ・大城・荻道地区などの歴史散歩道の無電柱化の検討 	
<p>取組 15. ユニバーサルツーリズムの推進</p>	
<p>誰もが安心して過ごすことができる観光地にするためにユニバーサルツーリズムを推進します。</p> <p>特に、中城城跡や中村家住宅などの主要観光施設のバリアフリー整備の推進やピクトグラムなどによる誰でもわかりやすい標記を検討するとともに、受け入れ体制の強化・育成を行います。また、観光施設でのバリアフリー対応状況について公開を検討します。</p>	
<p>基本方針4. 持続可能な観光推進体制の構築</p>	
<p>基本方針5. 観光DXの推進</p>	

(7) 北中城村森林整備計画 変更計画【令和4年3月変更】

「北中城村森林整備計画」は、森林の有する水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止、生活環境や生物多様性の保全等の公益的機能の重要性はますます高まっていることから、本村においても森林の持つ多面的機能の維持増進及び森林の保全整備を積極的に推進することを目的に策定されたものである。

森林の有する水源涵養機能や保健・レクリエーション機能、文化機能ごとの森林整備に係る基本的な考え方が示されている。

【森林整備の基本方針】

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、特に発揮することを期待されている機能を有する森林を、7つの機能（「水源涵養」「山地災害防止／土壌保全」「快適環境形成」「保健・レクリエーション」「文化」「生物多様性保全」「木材等生産」）に区分し、機能に沿って以下の育成単層林施業、育成複層林施業、天然林施業を計画的に実施し、望ましい森林資源の姿に誘導するように努める。

各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである。

○水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

○保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

○文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林施業の推進方策に係る基本的な考え方を次のとおり定める。

○水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

○保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ多様な森林整備を推進することとする。

○文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する方針

指定文化財となっている歴史的建造物等については、文化財保護法及び沖縄県文化財保護条例、村文化財保護条例に基づき、所有者や管理者との調整を図りながら、引き続き適切な保存・活用とその支援に取り組む必要がある。特に、世界遺産構成資産群の一つである中城城跡については、中城村と連携し、より効果的な共同による維持管理体制の構築に努める。

また、未指定の歴史的建造物等については、歴史的・文化的価値の把握に努めるとともに、必要に応じて村条例に基づく文化財指定や、本計画に基づく歴史的風致形成建造物（重点区域に限る）の指定等を通じて、適切な保存・修繕及び活用を推進する。

さらに、現在も湧水を維持し、人々の生活に深く関わるカー（井泉）については、地下涵養機能の維持を図るため、その背後に広がる緑地帯を含めた保全に努める。

(2) 歴史的風致の周辺環境の保全・向上に関する方針

歴史的風致の周辺については、景観計画における規制・誘導の周知や支援を引き続き実施するとともに、住民や関係団体との連携を図りながら、将来的な景観地区の指定に向け、その必要性などを各まちづくり関連課と協議・検討していく。

風情あるまちなみの維持に資するため、歴史的風致を構成すると認められる歴史的建造物等については維持保全策を講じ、空家・空き地対策や無電柱化、歴史的建造物等周辺の清掃・保全などにより、歴史的風致の景観向上に取り組む。

さらに、歴史的風致の特性を損なうことのないよう配慮しつつ、安全で安心な生活環境の確保を図るため、関係部局や地域住民と連携しながら、道路整備や歩行空間の改善などについて段階的に検討を進めていく。

(3) 歴史や伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針

村民が歴史や伝統を反映した地域の取り組みに関心を持ち、それらの活動を通じて地域とのつながりを育めるよう、その魅力の発信や支援に努める。

また、歴史や文化への理解を深める学びの機会を通じて地域への関心を高め、地域活動の担い手やリーダー発掘・育成につながるよう、担い手育成の支援に努める。

(4) 歴史的建造物等を活かした地域の賑わい創出に関する方針

本村の賑わい創出の基盤として、道路の無電柱化や公共施設の整備、多機能トイレ等のバリアフリー化、案内板の適切な更新・設置・多言語化など、観光にも資する安全で快適な周遊・回遊環境の整備を図る。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、事務局となる教育委員会生涯学習課文化振興係と建設課都市計画係を中心に、各事業担当課との連携を図りつつ、本計画の総合的かつ効果的な連携を図っていく。また、国や沖縄県の関係機関とも協議を行い、相談や適切な支援を得る。

外部有識者や地域代表等で組織する「北中城村歴史的風致維持向上計画推進協議会」については、事務局と連携し、計画実施に係る連絡調整を行うとともに、計画の変更協議等の役割を担うこととする。なお、必要に応じて北中城村文化財保護審議会や北中城村都市計画審議会等の関係審議会とも協議を諮るとともに、文化財の所有者・管理者や村民、関係団体との連絡・調整を行う。

